


# 介護報酬の算定構造

## 介護サービス

:平成30年4月改定箇所

### I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

### II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

### III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
  - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
  - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
  - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注 身体介護の(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合	注 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合	注 2人の訪問介護員等による場合	注 夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 共生型訪問介護を行う場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 緊急時訪問介護加算
イ 身体介護	(1) 20分未満 (165単位)	所要時間が20分から起算して25分を増すごとに+66単位(198単位を限度)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位
	(2) 20分以上30分未満 (249単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (394単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (181単位)	×70/100	×200/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算 (Ⅰ) +20/100 特定事業所加算 (Ⅱ) +10/100 特定事業所加算 (Ⅲ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従事者基礎研修課程修了者等により行われる場合 ×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従事者養成研修修了者により行われる場合 ×93/100 指定重度訪問介護事業所が行う場合 ×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位	
	(2) 45分以上 (223単位)											
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 98単位)												

二 初回加算 (1月につき +200単位)
--------------------------

ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)
--------------	--------------------------------------------------------------------------

ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

2 訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、拭浴又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,250単位)		×95/100	×70/100	×90/100 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100

ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)
----------------	--------------------------------------------------------------------------------

ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計
--------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早期の場合、若しくは深夜の場合	特別地域訪問看護(Ⅰ)	特別地域訪問看護(Ⅱ)	1時間50分以上の訪問看護を行う場合	家介護5の者の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 指定訪問看護ステーションの場合	×90/100												
(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(311単位)													
(2) 30分未満 (467単位)													
(3) 30分以上1時間未満 (816単位)													
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,118単位)					+300単位								
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (296単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100		夜間又は早期の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位									
ロ 病院又は診療所の場合	×90/100												
(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能(262単位)								+15/100	+10/100	+5/100		1月につき +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	基日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位
(2) 30分未満 (396単位)													
(3) 30分以上1時間未満 (562単位)													
(4) 1時間以上1時間30分未満 (832単位)					+300単位								
ハ 定期巡回・随時対応訪問看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,935単位)	×98/100												
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)													
ホ 遠隔共同指導加算 (1月につき +600単位)													
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)													
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)													
チ サービス提供体制強化加算													

※ 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早期・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注			
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 290単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1日につき +200単位	1月につき +290単位	1月につき +290単位	1月につき +320単位	1月につき +420単位 (3月に1回を限度)	1回につき +20単位
	介護老人保健施設の場合											
	介護医療院の場合											
ロ 社会参加支援加算 (1日につき17単位を加算)												
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき+6単位)												

注：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
	(2) 居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (278単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (260単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
	ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	注 特別な薬剤の投与が行われている在宅の利用者又は居住者施設入居患者に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位	+15/100	+10/100	+5/100
		(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (376単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (493単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (355単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (323単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)					
	ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位) (2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)	注 保健師が行う場合 ×90/100			

※ ハ(2)-(一)-(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。



7 通所ハビリテーション費

基本部分	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100	

※1 通所ハビリテーション費は、1日1回、1時間以内で行われ、1回あたり100単位を限度とする。また、1回あたり100単位を超過する場合は、超過部分については、別途申請が必要となる。









9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			夜間を行う職員の数等を満たさない場合	利用者の数(1)の合計が100名を超える場合	医師、看護師、介護士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数が、基準に満たない場合	移動ユニットリーダーをユニット毎に配置していない等、ユニットケアに対する体制が、基準に満たない場合	認知症ケア加算	認知症行動・心理状態評価加算	緊急短期入所入所加算	若年性認知症利用者受入加算	看護職員管理加算	注	注	注	
(1) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型型等>【従来型】	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 859 単位) 要介護3 ( 946 単位) 要介護4 ( 1,021 単位) 要介護5 ( 1,095 単位)	×97/100	×70/100	×70/100					+240単位				
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <従来型型等>【在宅強化型】	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 859 単位) 要介護3 ( 946 単位) 要介護4 ( 1,021 単位) 要介護5 ( 1,095 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>【従来型】	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床型>【在宅強化型】	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
	(二) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護職員を配置>	要介護1 ( 859 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>【従来型】	要介護1 ( 859 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 1,051 単位) 要介護4 ( 1,125 単位) 要介護5 ( 1,200 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>【在宅強化型】	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 853 単位) 要介護3 ( 946 単位) 要介護4 ( 1,021 単位) 要介護5 ( 1,095 単位)												
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床型>【在宅強化型】	要介護1 ( 853 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
	(三) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護職員を配置>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護職員を配置>	要介護1 ( 853 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>【従来型】	要介護1 ( 853 単位) 要介護2 ( 937 単位) 要介護3 ( 1,051 単位) 要介護4 ( 1,125 単位) 要介護5 ( 1,200 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>【在宅強化型】	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 853 単位) 要介護3 ( 946 単位) 要介護4 ( 1,021 単位) 要介護5 ( 1,095 単位)												
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床型>【在宅強化型】	要介護1 ( 853 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
	(四) 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <従来型型等>	要介護1 ( 778 単位) 要介護2 ( 859 単位) 要介護3 ( 946 単位) 要介護4 ( 1,021 単位) 要介護5 ( 1,095 単位)												
		b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床型>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床型>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床型>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
(2) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型型等>【従来型】	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)	×97/100	×70/100	×70/100					+240単位				
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型型等>【在宅強化型】	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型型等>【多床型】	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型型等>【多床型】<在宅強化型>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
	(二) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <看護職員を配置>	要介護1 ( 1,021 単位) 要介護2 ( 1,108 単位) 要介護3 ( 1,194 単位) 要介護4 ( 1,270 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型型等>【多床型】<在宅強化型>	要介護1 ( 940 単位) 要介護2 ( 1,021 単位) 要介護3 ( 1,108 単位) 要介護4 ( 1,194 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型型等>【多床型】	要介護1 ( 940 単位) 要介護2 ( 1,015 単位) 要介護3 ( 1,102 単位) 要介護4 ( 1,188 単位) 要介護5 ( 1,257 単位)												
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型型等>【多床型】<在宅強化型>	要介護1 ( 940 単位) 要介護2 ( 1,015 単位) 要介護3 ( 1,102 単位) 要介護4 ( 1,188 単位) 要介護5 ( 1,257 単位)												
	(三) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護職員を配置>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <看護職員を配置>	要介護1 ( 1,015 単位) 要介護2 ( 1,102 単位) 要介護3 ( 1,188 単位) 要介護4 ( 1,257 単位) 要介護5 ( 1,257 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型型等>【多床型】<在宅強化型>	要介護1 ( 940 単位) 要介護2 ( 1,021 単位) 要介護3 ( 1,108 単位) 要介護4 ( 1,194 単位) 要介護5 ( 1,284 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型型等>【多床型】	要介護1 ( 940 単位) 要介護2 ( 1,015 単位) 要介護3 ( 1,102 単位) 要介護4 ( 1,188 単位) 要介護5 ( 1,257 単位)												
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニット型型等>【多床型】<在宅強化型>	要介護1 ( 940 単位) 要介護2 ( 1,015 単位) 要介護3 ( 1,102 単位) 要介護4 ( 1,188 単位) 要介護5 ( 1,257 単位)												
	(四) ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型特別介護老人保健施設短期入所療養介護費>	a ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型型等>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		b ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型型等>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		c ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型型等>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
		d ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニット型型等>	要介護1 ( 871 単位) 要介護2 ( 946 単位) 要介護3 ( 1,021 単位) 要介護4 ( 1,095 単位) 要介護5 ( 1,173 単位)												
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 654 単位)													
	(二) 4時間以上6時間未満	( 905 単位)													
	(三) 6時間以上8時間未満	( 1,257 単位)													
注 特別療養費	注 特別療養費														
注 看護職員維持特別加算	注 看護職員維持特別加算														
(4) 看護職員加算	(1) 1日につき 6単位を加算 (1日につき8単位)														
(5) 認知症ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算 (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算 (1日につき 4単位を加算)														
(6) 緊急時施設療養費	(一) 緊急時施設療養費 看護職員等以外の場合 【1月につき3日を限度に1日につき511単位を算定】 看護職員等の場合 【1月につき3日を限度に1日につき511単位を算定】 (二) 特定加算														
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6単位を加算)														
(8) 介護職員処遇改善加算	注 所定単位数は、(1)から(7)までの算定した単位数の合計 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×38/100) (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×29/100) (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×16/100) (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×10/100) (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×8/100)														

注 特別療養費、緊急時施設療養費、サービス提供体制強化加算及び介護職員処遇改善加算は、支給後管理の対象外の算定項目

口 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分	同敷ルシ編成の敷料を算定しない場合	同敷料を算定する場合は、人員費の算入を必要とする場合	介護費の算入に当たっては、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定しない場合は、介護費の算入を必要とする場合	同敷料を算定する場合は、介護費の算入を必要とする場合	
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床短期入所療養介護費 (1) <従来型型> 部分費1 ( 691 単位) 部分費2 ( 794 単位) 部分費3 ( 1,017 単位) 部分費4 ( 1,112 単位) 部分費5 ( 1,197 単位)																			
(2) 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	a 病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1) <従来型型> 部分費1 ( 719 単位) 部分費2 ( 822 単位) 部分費3 ( 1,050 単位) 部分費4 ( 1,159 単位) 部分費5 ( 1,249 単位)																			
(3) ユニタ型病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニタ型病院療養病床短期入所療養介護費 (1) <従来型型> 部分費1 ( 815 単位) 部分費2 ( 945 単位) 部分費3 ( 1,045 単位) 部分費4 ( 1,140 単位) 部分費5 ( 1,230 単位)																			
(4) ユニタ型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	a ユニタ型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 (1) <従来型型> 部分費1 ( 828 単位) 部分費2 ( 928 単位) 部分費3 ( 1,159 単位) 部分費4 ( 1,268 単位) 部分費5 ( 1,357 単位)																			
(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満 ( 654 単位) (二) 4時間以上6時間未満 ( 905 単位) (三) 6時間以上8時間未満 ( 1,257 単位)																			
(6) 療養加算	(1) 1日につき 3単位を算入 (1日につき3単位を算入)																			
(7) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (1) (1日につき 2単位を算入) (二) 認知症専門ケア加算 (2) (1日につき 4単位を算入)																			
(8) 特定診療費	(一) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 18単位を算入) (二) サービス提供体制強化加算 (1) (1日につき 12単位を算入) (三) サービス提供体制強化加算 (2) (1日につき 6単位を算入) (四) サービス提供体制強化加算 (3) (1日につき 6単位を算入)																			
(9) サービス提供体制強化加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (1) (1日につき 平均単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (2) (1日につき 平均単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (3) (1日につき 平均単位数×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算 (4) (1日につき 平均単位数×6/1000) (五) 介護職員処遇改善加算 (5) (1日につき 平均単位数×6/1000)																			
(10) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (1) (1日につき 平均単位数×26/1000) (二) 介護職員処遇改善加算 (2) (1日につき 平均単位数×19/1000) (三) 介護職員処遇改善加算 (3) (1日につき 平均単位数×10/1000) (四) 介護職員処遇改善加算 (4) (1日につき 平均単位数×6/1000) (五) 介護職員処遇改善加算 (5) (1日につき 平均単位数×6/1000)																			

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師超過措置減算を適用しない。  
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等管理加算を適用しない。

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注
(1) 診療所短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (673 単位) 要介護2 (722 単位) 要介護3 (770 単位) 要介護4 (818 単位) 要介護5 (867 単位)	×70/100	診療所設備基準 減算 -60単位	疾患を有しない場合 -25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日間を限度)
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護1 (700 単位) 要介護2 (752 単位) 要介護3 (802 単位) 要介護4 (852 単位) 要介護5 (903 単位)					
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費(1日につき)	看護<3:1>	c 診療所短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護1 (691 単位) 要介護2 (741 単位) 要介護3 (791 単位) 要介護4 (840 単位) 要介護5 (890 単位)	×97/100				
		d 診療所短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要介護1 (777 単位) 要介護2 (825 単位) 要介護3 (875 単位) 要介護4 (922 単位) 要介護5 (971 単位)					
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	看護<3:1>	e 診療所短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (809 単位) 要介護2 (860 単位) 要介護3 (911 単位) 要介護4 (961 単位) 要介護5 (1,012 単位)					
		f 診療所短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (848 単位) 要介護3 (898 単位) 要介護4 (947 単位) 要介護5 (998 単位)					
(4) 療養食加算	(1) ユニット型診療所短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	a 診療所短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要介護1 (596 単位) 要介護2 (640 単位) 要介護3 (683 単位) 要介護4 (728 単位) 要介護5 (771 単位)					
		b 診療所短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要介護1 (702 単位) 要介護2 (745 単位) 要介護3 (789 単位) 要介護4 (832 単位) 要介護5 (876 単位)					
		(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)					
		(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (816 単位) 要介護2 (866 単位) 要介護3 (916 単位) 要介護4 (965 単位) 要介護5 (1,015 単位)					
		(四) ユニット型診療所短期入所療養介護費(IV) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (798 単位) 要介護2 (847 単位) 要介護3 (895 単位) 要介護4 (943 単位) 要介護5 (992 単位)					
		(五) ユニット型診療所短期入所療養介護費(V) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (825 単位) 要介護2 (877 単位) 要介護3 (927 単位) 要介護4 (977 単位) 要介護5 (1,028 単位)					
(5) 認知症専門ケア加算	(1) 3時間以上4時間未満 (654 単位) (2) 4時間以上6時間未満 (905 単位) (3) 6時間以上8時間未満 (1,257 単位)	(一) 認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)						
		(二) 認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)						
(6) 特定診療費	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)							
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)							
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)							
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)							
(7) サービス提供体制強化加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計				
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)							
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)							
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)							
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)							

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注				注	注	注						
			利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	又 は 又 は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合				
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費(I)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (1,017 単位)	要介護2 (1,081 単位)	要介護3 (1,145 単位)	要介護4 (1,209 単位)	要介護5 (1,273 単位)	×90/100	×70/100	×90/100	×90/100			
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,122 単位)	要介護2 (1,187 単位)	要介護3 (1,250 単位)	要介護4 (1,315 単位)	要介護5 (1,379 単位)								
		(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費(II)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護2 (1,029 単位)	要介護3 (1,097 単位)	要介護4 (1,164 単位)	要介護5 (1,230 単位)								
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護2 (1,135 単位)	要介護3 (1,201 単位)	要介護4 (1,270 単位)	要介護5 (1,336 単位)								
		(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護2 (1,000 単位)	要介護3 (1,065 単位)	要介護4 (1,130 単位)	要介護5 (1,195 単位)								
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護2 (1,104 単位)	要介護3 (1,171 単位)	要介護4 (1,236 単位)	要介護5 (1,300 単位)								
	一般病棟	(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費(IV)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護2 (993 単位)	要介護3 (1,047 単位)	要介護4 (1,111 単位)	要介護5 (1,175 単位)								
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (1,024 単位)	要介護2 (1,089 単位)	要介護3 (1,153 単位)	要介護4 (1,217 単位)	要介護5 (1,280 単位)								
		(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費(V)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (860 単位)	要介護2 (924 単位)	要介護3 (988 単位)	要介護4 (1,052 単位)	要介護5 (1,116 単位)							
			b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (966 単位)	要介護2 (1,029 単位)	要介護3 (1,094 単位)	要介護4 (1,158 単位)	要介護5 (1,221 単位)							
		(六) 認知症疾患型短期入所療養介護費(VI)	a.認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要介護1 (767 単位)	要介護2 (830 単位)	要介護3 (895 単位)	要介護4 (959 単位)	要介護5 (1,023 単位)							
		b.認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要介護1 (873 単位)	要介護2 (936 単位)	要介護3 (1,000 単位)	要介護4 (1,065 単位)	要介護5 (1,128 単位)								
	(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(I)<従来型個室>	要介護1 (1,143 単位)	要介護2 (1,207 単位)	要介護3 (1,271 単位)	要介護4 (1,335 単位)	要介護5 (1,399 単位)	×90/100	×97/100				+90単位(7日間を限度)	片道につき+184単位	
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費(II)<多床室>	要介護1 (873 単位)	要介護2 (936 単位)	要介護3 (1,000 単位)	要介護4 (1,065 単位)	要介護5 (1,128 単位)									
	(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護1 (1,143 単位)	要介護2 (1,207 単位)	要介護3 (1,271 単位)	要介護4 (1,335 単位)	要介護5 (1,399 単位)							
b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室>				要介護1 (1,143 単位)	要介護2 (1,207 単位)	要介護3 (1,271 単位)	要介護4 (1,335 単位)	要介護5 (1,399 単位)							
(二) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)			a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,356 単位)								
b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室>		要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,356 単位)										
一般病棟		a.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)<ユニット型個室>	要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,356 単位)									
			b.ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(ii)<ユニット型個室の多床室>	要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,356 単位)								
	(三) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(III)	要介護2 (1,155 単位)	要介護3 (1,223 単位)	要介護4 (1,290 単位)	要介護5 (1,356 単位)										
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	( 654 単位)	(二) 4時間以上6時間未満	( 905 単位)	(三) 6時間以上8時間未満	(1,257 単位)									
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))														
(6) 特定診療費															
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ	(1日につき 18単位を加算)													
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ	(1日につき 12単位を加算)													
	(三) サービス提供体制強化加算(II)	(1日につき 6単位を加算)													
	(四) サービス提供体制強化加算(III)	(1日につき 6単位を加算)													
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I)	(1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計											
	(二) 介護職員処遇改善加算(II)	(1月につき +所定単位×19/1000)													
	(三) 介護職員処遇改善加算(III)	(1月につき +所定単位×10/1000)													
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV)	(1月につき +(三)の90/100)													
	(五) 介護職員処遇改善加算(V)	(1月につき +(三)の80/100)													

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目



10 特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
基本部分	看護・介護職員の数に満たない場合	介護職員の数が基準に満たない場合	身体障害者手当未加算	介護福祉士未加算	施設機能向上未加算	個別報酬制未加算	夜間看護未加算	前年度認知症入居者未加算	医療機関連携未加算	口腔機能管理未加算	介護スタッフ研修未加算	障害者等支援未加算	委託先である指定居宅サービス事業者により居宅サービスが行われる場合	
イ 特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要介護1 (534 単位) 要介護2 (588 単位) 要介護3 (658 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100	→53 単位 →59 単位 →67 単位 →73 単位 →80 単位	1日につき +36 単位	1月につき +200 単位 前年度、個別報酬制加算を算定している場合は、1月につき +100 単位	1日につき +12 単位	1日につき +10 単位	1日につき +120 単位	1月につき +80 単位	1月につき +30 単位	1日につき +5 単位 (6月に1回を限度)			
ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費 (1日につき 82 単位)		×70/100											訪問介護 ・身体介護 所要時間15分未満の場合 95 単位 所要時間15分以上30分未満の場合 191 単位 所要時間30分以上1時間30分未満の場合 260 単位 に所要時間30分を計算して所要時間が15分増すごとに86 単位を加算した単位数 所要時間1時間30分以上の場合 557 単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに36 単位を加算した単位数 ・生活援助 所要時間15分未満の場合 48 単位 所要時間15分以上1時間未満の場合 95 単位に所要時間15分を計算して所要時間が15分増すごとに48 単位を加算した単位数 所要時間1時間以上1時間15分未満の場合 217 単位 所要時間1時間15分以上の場合 260 単位 ・通院等乗降介助 1 回につき 86 単位 他の訪問系サービス及び通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 福祉用具貸与 通常の福祉用具貸与と同様 ※ ただし、基本部分も含めて要介護別々に定める限度を上限とする。	
ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費 (1日につき)※	要介護1 (534 単位) 要介護2 (588 単位) 要介護3 (658 単位) 要介護4 (732 単位) 要介護5 (800 単位)	×70/100					1日につき +10 単位	1日につき +120 単位						

※ 追加・減算時差加算(イ)を算定する場合のみ算定 (1日につき 20 単位を加算)

イ 看護介護加算 (イを算定する場合のみ算定)

- (1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144 単位を加算)
- (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680 単位を加算)
- (3) 死亡日 (1日につき 1,280 単位を加算)

ロ 認知症専門ケア加算 (ロを算定する場合のみ算定)

- (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3 単位を加算)
- (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4 単位を加算)

ハ サービス提供体制強化加算

- (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18 単位を加算)
- (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12 単位を加算)
- (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6 単位を加算)
- (4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 6 単位を加算)

ニ 介護職員処遇改善加算

- (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 予定単位数×82/100)
- (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 予定単位数×90/100)
- (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 予定単位数×33/100)
- (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき + (3)の90/100)
- (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき + (3)の80/100)

※ 限度額 要介護1 16,203 単位  
要介護2 18,149 単位  
要介護3 20,246 単位  
要介護4 22,192 単位  
要介護5 24,259 単位  
※ 短期利用特定施設入居者生活介護は、区分支給限度基準額に含まれる。

注 予定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計

11 福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
基本部分	特別地域福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付風呂 特殊寝台 特殊寝台付風呂 床ずれ防止用具 福祉用具貸与費 (別)に指定福祉用具貸与に類した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1 単位の単位数で除して得た単位数 手すり スロープ 歩行器 歩行補助具 認知症老人徘徊感知機器 移動用リフト 自動排洩処理装置	交通費に相当する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単位数で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定費の100/100を限度)	交通費に相当する額を2/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単位数で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定費の2/3を限度)	交通費に相当する額を1/3に相当する額を事業所の所在地に適用される1 単位の単位数で除して得た単位数を加算 (各々の用具ごとに算定費の1/3を限度)

：「特別地域福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 要介護1の者については、車いす、車いす付風呂、特殊寝台、特殊寝台付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトを算定しない。自動排洩処理装置については要介護1から要介護3の者については算定しない(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護支援加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	注 特定事業所集中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1) 居宅介護支援費(Ⅰ) 要介護1・2 (1,053単位) 要介護3・4・5 (1,368単位)	(2) 居宅介護支援費(Ⅱ) (※)	要介護1・2 ( 527単位 )	(運営基準減算の場合) ×50/100  (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 ( 684単位 )					
		(3) 居宅介護支援費(Ⅲ) (※)	要介護1・2 ( 316単位 )					
			要介護3・4・5 ( 410単位 )					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ) (1月につき +500単位)							
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ) (1月につき +400単位)							
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ) (1月につき +300単位)							
	(4) 特定事業所加算(Ⅳ) (1月につき +125単位)							
ニ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(Ⅰ) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(Ⅱ) (1月につき +100単位)							
ホ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ) (+900単位)							
ヘ 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
ト 看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算		死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合 (+400単位)						

※居宅介護支援費(Ⅱ)・(Ⅲ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(Ⅱ)を、60件以上の部分については(Ⅲ)を算定する。  
※ハ(4)については、平成31年4月1日から算定できるものとする。









□ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

基本部分	注	注	注	注	注																																																																																																																																																																																			
	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	一定の要件を満たす入院患者の数が規率に達しない場合	移動のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアに特化する体制が本型種である場合	特定作業員未定員加算	部下編が設備基準を満たさない場合																																																																																																																																																																																			
(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="15">(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)</td> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;8:1&gt;</td> <td>a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;従来型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 633 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 633 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 672 単位)</td> <td>要介護2 ( 672 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 720 単位)</td> <td>要介護3 ( 720 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 768 単位)</td> <td>要介護4 ( 768 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 817 単位)</td> <td>要介護5 ( 817 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;6:1&gt;</td> <td>b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;看護機能強化型A&gt;&lt;従来型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 650 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 650 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 702 単位)</td> <td>要介護2 ( 702 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 752 単位)</td> <td>要介護3 ( 752 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 802 単位)</td> <td>要介護4 ( 802 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 853 単位)</td> <td>要介護5 ( 853 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;6:1&gt;</td> <td>c 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;看護機能強化型B&gt;&lt;従来型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 691 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 691 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 741 単位)</td> <td>要介護2 ( 741 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 790 単位)</td> <td>要介護3 ( 790 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 840 単位)</td> <td>要介護4 ( 840 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 891 単位)</td> <td>要介護5 ( 891 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;6:1&gt;</td> <td>d 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;多床室&gt;</td> <td>要介護1 ( 727 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 727 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 775 単位)</td> <td>要介護2 ( 775 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 825 単位)</td> <td>要介護3 ( 825 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 872 単位)</td> <td>要介護4 ( 872 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 921 単位)</td> <td>要介護5 ( 921 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;6:1&gt;</td> <td>e 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;看護機能強化型A&gt;&lt;多床室&gt;</td> <td>要介護1 ( 759 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 759 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 810 単位)</td> <td>要介護2 ( 810 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 861 単位)</td> <td>要介護3 ( 861 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 911 単位)</td> <td>要介護4 ( 911 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 962 単位)</td> <td>要介護5 ( 962 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;6:1&gt;</td> <td>f 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;看護機能強化型B&gt;&lt;多床室&gt;</td> <td>要介護1 ( 748 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 748 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 798 単位)</td> <td>要介護2 ( 798 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 848 単位)</td> <td>要介護3 ( 848 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 897 単位)</td> <td>要介護4 ( 897 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 948 単位)</td> <td>要介護5 ( 948 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)</td> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;3:1&gt;</td> <td>a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)&lt;従来型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 546 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 546 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 590 単位)</td> <td>要介護2 ( 590 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 633 単位)</td> <td>要介護3 ( 633 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 678 単位)</td> <td>要介護4 ( 678 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 721 単位)</td> <td>要介護5 ( 721 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">看護&lt;6:1&gt;介護&lt;3:1&gt;</td> <td>b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)&lt;多床室&gt;</td> <td>要介護1 ( 652 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 652 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 695 単位)</td> <td>要介護2 ( 695 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 739 単位)</td> <td>要介護3 ( 739 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 782 単位)</td> <td>要介護4 ( 782 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 826 単位)</td> <td>要介護5 ( 826 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="15">(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)</td> <td rowspan="5">(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)&lt;ユニット型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 749 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 749 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 797 単位)</td> <td>要介護2 ( 797 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 845 単位)</td> <td>要介護3 ( 845 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 893 単位)</td> <td>要介護4 ( 893 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 942 単位)</td> <td>要介護5 ( 942 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)&lt;看護機能強化型A&gt;&lt;ユニット型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 775 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 775 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 827 単位)</td> <td>要介護2 ( 827 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 877 単位)</td> <td>要介護3 ( 877 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 927 単位)</td> <td>要介護4 ( 927 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 978 単位)</td> <td>要介護5 ( 978 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)&lt;看護機能強化型B&gt;&lt;ユニット型個室&gt;</td> <td>要介護1 ( 766 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 766 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 816 単位)</td> <td>要介護2 ( 816 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 866 単位)</td> <td>要介護3 ( 866 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 915 単位)</td> <td>要介護4 ( 915 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 965 単位)</td> <td>要介護5 ( 965 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)&lt;ユニット型個室(多床室)&gt;</td> <td>要介護1 ( 748 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 748 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 797 単位)</td> <td>要介護2 ( 797 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 845 単位)</td> <td>要介護3 ( 845 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 893 単位)</td> <td>要介護4 ( 893 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 942 単位)</td> <td>要介護5 ( 942 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)&lt;看護機能強化型A&gt;&lt;ユニット型個室(多床室)&gt;</td> <td>要介護1 ( 775 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 775 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 827 単位)</td> <td>要介護2 ( 827 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 877 単位)</td> <td>要介護3 ( 877 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 927 単位)</td> <td>要介護4 ( 927 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 978 単位)</td> <td>要介護5 ( 978 単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)&lt;看護機能強化型B&gt;&lt;ユニット型個室(多床室)&gt;</td> <td>要介護1 ( 766 単位)</td> <td rowspan="5">×95/100</td> <td>要介護1 ( 766 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護2 ( 816 単位)</td> <td>要介護2 ( 816 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護3 ( 866 単位)</td> <td>要介護3 ( 866 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護4 ( 915 単位)</td> <td>要介護4 ( 915 単位)</td> </tr> <tr> <td>要介護5 ( 965 単位)</td> <td>要介護5 ( 965 単位)</td> </tr> </table>	(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	看護<6:1>介護<8:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 ( 633 単位)	×95/100	要介護1 ( 633 単位)	要介護2 ( 672 単位)	要介護2 ( 672 単位)	要介護3 ( 720 単位)	要介護3 ( 720 単位)	要介護4 ( 768 単位)	要介護4 ( 768 単位)	要介護5 ( 817 単位)	要介護5 ( 817 単位)	看護<6:1>介護<6:1>	b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型A><従来型個室>	要介護1 ( 650 単位)	×95/100	要介護1 ( 650 単位)	要介護2 ( 702 単位)	要介護2 ( 702 単位)	要介護3 ( 752 単位)	要介護3 ( 752 単位)	要介護4 ( 802 単位)	要介護4 ( 802 単位)	要介護5 ( 853 単位)	要介護5 ( 853 単位)	看護<6:1>介護<6:1>	c 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型B><従来型個室>	要介護1 ( 691 単位)	×95/100	要介護1 ( 691 単位)	要介護2 ( 741 単位)	要介護2 ( 741 単位)	要介護3 ( 790 単位)	要介護3 ( 790 単位)	要介護4 ( 840 単位)	要介護4 ( 840 単位)	要介護5 ( 891 単位)	要介護5 ( 891 単位)	看護<6:1>介護<6:1>	d 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<多床室>	要介護1 ( 727 単位)	×95/100	要介護1 ( 727 単位)	要介護2 ( 775 単位)	要介護2 ( 775 単位)	要介護3 ( 825 単位)	要介護3 ( 825 単位)	要介護4 ( 872 単位)	要介護4 ( 872 単位)	要介護5 ( 921 単位)	要介護5 ( 921 単位)	看護<6:1>介護<6:1>	e 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型A><多床室>	要介護1 ( 759 単位)	×95/100	要介護1 ( 759 単位)	要介護2 ( 810 単位)	要介護2 ( 810 単位)	要介護3 ( 861 単位)	要介護3 ( 861 単位)	要介護4 ( 911 単位)	要介護4 ( 911 単位)	要介護5 ( 962 単位)	要介護5 ( 962 単位)	看護<6:1>介護<6:1>	f 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型B><多床室>	要介護1 ( 748 単位)	×95/100	要介護1 ( 748 単位)	要介護2 ( 798 単位)	要介護2 ( 798 単位)	要介護3 ( 848 単位)	要介護3 ( 848 単位)	要介護4 ( 897 単位)	要介護4 ( 897 単位)	要介護5 ( 948 単位)	要介護5 ( 948 単位)	(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	看護<6:1>介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1 ( 546 単位)	×95/100	要介護1 ( 546 単位)	要介護2 ( 590 単位)	要介護2 ( 590 単位)	要介護3 ( 633 単位)	要介護3 ( 633 単位)	要介護4 ( 678 単位)	要介護4 ( 678 単位)	要介護5 ( 721 単位)	要介護5 ( 721 単位)	看護<6:1>介護<3:1>	b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 ( 652 単位)	×95/100	要介護1 ( 652 単位)	要介護2 ( 695 単位)	要介護2 ( 695 単位)	要介護3 ( 739 単位)	要介護3 ( 739 単位)	要介護4 ( 782 単位)	要介護4 ( 782 単位)	要介護5 ( 826 単位)	要介護5 ( 826 単位)	(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 ( 749 単位)	×95/100	要介護1 ( 749 単位)	要介護2 ( 797 単位)	要介護2 ( 797 単位)	要介護3 ( 845 単位)	要介護3 ( 845 単位)	要介護4 ( 893 単位)	要介護4 ( 893 単位)	要介護5 ( 942 単位)	要介護5 ( 942 単位)	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<看護機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1 ( 775 単位)	×95/100	要介護1 ( 775 単位)	要介護2 ( 827 単位)	要介護2 ( 827 単位)	要介護3 ( 877 単位)	要介護3 ( 877 単位)	要介護4 ( 927 単位)	要介護4 ( 927 単位)	要介護5 ( 978 単位)	要介護5 ( 978 単位)	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<看護機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 ( 766 単位)	×95/100	要介護1 ( 766 単位)	要介護2 ( 816 単位)	要介護2 ( 816 単位)	要介護3 ( 866 単位)	要介護3 ( 866 単位)	要介護4 ( 915 単位)	要介護4 ( 915 単位)	要介護5 ( 965 単位)	要介護5 ( 965 単位)	(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型個室(多床室)>	要介護1 ( 748 単位)	×95/100	要介護1 ( 748 単位)	要介護2 ( 797 単位)	要介護2 ( 797 単位)	要介護3 ( 845 単位)	要介護3 ( 845 単位)	要介護4 ( 893 単位)	要介護4 ( 893 単位)	要介護5 ( 942 単位)	要介護5 ( 942 単位)	(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<看護機能強化型A><ユニット型個室(多床室)>	要介護1 ( 775 単位)	×95/100	要介護1 ( 775 単位)	要介護2 ( 827 単位)	要介護2 ( 827 単位)	要介護3 ( 877 単位)	要介護3 ( 877 単位)	要介護4 ( 927 単位)	要介護4 ( 927 単位)	要介護5 ( 978 単位)	要介護5 ( 978 単位)	(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<看護機能強化型B><ユニット型個室(多床室)>	要介護1 ( 766 単位)	×95/100	要介護1 ( 766 単位)	要介護2 ( 816 単位)	要介護2 ( 816 単位)	要介護3 ( 866 単位)	要介護3 ( 866 単位)	要介護4 ( 915 単位)	要介護4 ( 915 単位)	要介護5 ( 965 単位)	要介護5 ( 965 単位)	×70/100	×97/100	診療所療養病床設備基準減算 -60単位	+120単位
(一) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	看護<6:1>介護<8:1>			a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<従来型個室>	要介護1 ( 633 単位)		×95/100	要介護1 ( 633 単位)																																																																																																																																																																																
				要介護2 ( 672 単位)	要介護2 ( 672 単位)																																																																																																																																																																																			
				要介護3 ( 720 単位)	要介護3 ( 720 単位)																																																																																																																																																																																			
				要介護4 ( 768 単位)	要介護4 ( 768 単位)																																																																																																																																																																																			
			要介護5 ( 817 単位)	要介護5 ( 817 単位)																																																																																																																																																																																				
	看護<6:1>介護<6:1>		b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型A><従来型個室>	要介護1 ( 650 単位)	×95/100	要介護1 ( 650 単位)																																																																																																																																																																																		
			要介護2 ( 702 単位)	要介護2 ( 702 単位)																																																																																																																																																																																				
			要介護3 ( 752 単位)	要介護3 ( 752 単位)																																																																																																																																																																																				
			要介護4 ( 802 単位)	要介護4 ( 802 単位)																																																																																																																																																																																				
			要介護5 ( 853 単位)	要介護5 ( 853 単位)																																																																																																																																																																																				
	看護<6:1>介護<6:1>		c 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型B><従来型個室>	要介護1 ( 691 単位)	×95/100	要介護1 ( 691 単位)																																																																																																																																																																																		
			要介護2 ( 741 単位)	要介護2 ( 741 単位)																																																																																																																																																																																				
			要介護3 ( 790 単位)	要介護3 ( 790 単位)																																																																																																																																																																																				
			要介護4 ( 840 単位)	要介護4 ( 840 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護5 ( 891 単位)	要介護5 ( 891 単位)																																																																																																																																																																																					
看護<6:1>介護<6:1>	d 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<多床室>	要介護1 ( 727 単位)	×95/100	要介護1 ( 727 単位)																																																																																																																																																																																				
	要介護2 ( 775 単位)	要介護2 ( 775 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護3 ( 825 単位)	要介護3 ( 825 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護4 ( 872 単位)	要介護4 ( 872 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護5 ( 921 単位)	要介護5 ( 921 単位)																																																																																																																																																																																						
看護<6:1>介護<6:1>	e 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型A><多床室>	要介護1 ( 759 単位)	×95/100	要介護1 ( 759 単位)																																																																																																																																																																																				
	要介護2 ( 810 単位)	要介護2 ( 810 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護3 ( 861 単位)	要介護3 ( 861 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護4 ( 911 単位)	要介護4 ( 911 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護5 ( 962 単位)	要介護5 ( 962 単位)																																																																																																																																																																																						
看護<6:1>介護<6:1>	f 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<看護機能強化型B><多床室>	要介護1 ( 748 単位)	×95/100	要介護1 ( 748 単位)																																																																																																																																																																																				
	要介護2 ( 798 単位)	要介護2 ( 798 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護3 ( 848 単位)	要介護3 ( 848 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護4 ( 897 単位)	要介護4 ( 897 単位)																																																																																																																																																																																						
	要介護5 ( 948 単位)	要介護5 ( 948 単位)																																																																																																																																																																																						
(二) 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	看護<6:1>介護<3:1>	a 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<従来型個室>	要介護1 ( 546 単位)	×95/100	要介護1 ( 546 単位)																																																																																																																																																																																			
		要介護2 ( 590 単位)	要介護2 ( 590 単位)																																																																																																																																																																																					
		要介護3 ( 633 単位)	要介護3 ( 633 単位)																																																																																																																																																																																					
		要介護4 ( 678 単位)	要介護4 ( 678 単位)																																																																																																																																																																																					
		要介護5 ( 721 単位)	要介護5 ( 721 単位)																																																																																																																																																																																					
	看護<6:1>介護<3:1>	b 診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<多床室>	要介護1 ( 652 単位)	×95/100	要介護1 ( 652 単位)																																																																																																																																																																																			
		要介護2 ( 695 単位)	要介護2 ( 695 単位)																																																																																																																																																																																					
		要介護3 ( 739 単位)	要介護3 ( 739 単位)																																																																																																																																																																																					
		要介護4 ( 782 単位)	要介護4 ( 782 単位)																																																																																																																																																																																					
		要介護5 ( 826 単位)	要介護5 ( 826 単位)																																																																																																																																																																																					
(2) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅰ)<ユニット型個室>	要介護1 ( 749 単位)	×95/100	要介護1 ( 749 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護2 ( 797 単位)		要介護2 ( 797 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護3 ( 845 単位)		要介護3 ( 845 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護4 ( 893 単位)		要介護4 ( 893 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護5 ( 942 単位)		要介護5 ( 942 単位)																																																																																																																																																																																				
	(二) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅱ)<看護機能強化型A><ユニット型個室>	要介護1 ( 775 単位)	×95/100	要介護1 ( 775 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護2 ( 827 単位)		要介護2 ( 827 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護3 ( 877 単位)		要介護3 ( 877 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護4 ( 927 単位)		要介護4 ( 927 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護5 ( 978 単位)		要介護5 ( 978 単位)																																																																																																																																																																																				
	(三) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅲ)<看護機能強化型B><ユニット型個室>	要介護1 ( 766 単位)	×95/100	要介護1 ( 766 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護2 ( 816 単位)		要介護2 ( 816 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護3 ( 866 単位)		要介護3 ( 866 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護4 ( 915 単位)		要介護4 ( 915 単位)																																																																																																																																																																																				
		要介護5 ( 965 単位)		要介護5 ( 965 単位)																																																																																																																																																																																				
(四) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅳ)<ユニット型個室(多床室)>	要介護1 ( 748 単位)	×95/100	要介護1 ( 748 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護2 ( 797 単位)		要介護2 ( 797 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護3 ( 845 単位)		要介護3 ( 845 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護4 ( 893 単位)		要介護4 ( 893 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護5 ( 942 単位)		要介護5 ( 942 単位)																																																																																																																																																																																					
(五) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅴ)<看護機能強化型A><ユニット型個室(多床室)>	要介護1 ( 775 単位)	×95/100	要介護1 ( 775 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護2 ( 827 単位)		要介護2 ( 827 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護3 ( 877 単位)		要介護3 ( 877 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護4 ( 927 単位)		要介護4 ( 927 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護5 ( 978 単位)		要介護5 ( 978 単位)																																																																																																																																																																																					
(六) ユニット型診療所型介護療養施設サービス費(Ⅵ)<看護機能強化型B><ユニット型個室(多床室)>	要介護1 ( 766 単位)	×95/100	要介護1 ( 766 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護2 ( 816 単位)		要介護2 ( 816 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護3 ( 866 単位)		要介護3 ( 866 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護4 ( 915 単位)		要介護4 ( 915 単位)																																																																																																																																																																																					
	要介護5 ( 965 単位)		要介護5 ( 965 単位)																																																																																																																																																																																					
注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定																																																																																																																																																																																							
注 他科受診費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定																																																																																																																																																																																							
(3) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)																																																																																																																																																																																								
(4) 退院時指導等加算 (※1)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(一) 退院時等指導加算</td> <td>a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定</td> <td rowspan="5">注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</td> </tr> <tr> <td>b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>c 退院時指導加算 (400単位)</td> </tr> <tr> <td>d 退院時情報提供加算 (500単位)</td> </tr> <tr> <td>e 退院前連携加算 (500単位)</td> </tr> <tr> <td rowspan="1">(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)</td> <td></td> </tr> </table>	(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)	c 退院時指導加算 (400単位)	d 退院時情報提供加算 (500単位)	e 退院前連携加算 (500単位)	(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)																																																																																																																																																																															
(一) 退院時等指導加算	a 退院前訪問指導加算 (入院中1回又は2回)を限度に、460単位を算定		注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合																																																																																																																																																																																					
	b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定)																																																																																																																																																																																							
	c 退院時指導加算 (400単位)																																																																																																																																																																																							
	d 退院時情報提供加算 (500単位)																																																																																																																																																																																							
	e 退院前連携加算 (500単位)																																																																																																																																																																																							
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)																																																																																																																																																																																								
(5) 栄養マネジメント加算 (1日につき 14単位を加算)																																																																																																																																																																																								
(6) 低栄養リスク改善加算 (※1) (1日につき 300単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																																																																																																																																																																																							
(7) 経口移行加算 (※1) (1日につき 28単位を加算)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																																																																																																																																																																																							
(8) 経口維持加算(1月につき) (※1)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)</td> <td rowspan="2">注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。</td> </tr> <tr> <td>(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)</td> </tr> </table>	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)	注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。																																																																																																																																																																																			
(一) 経口維持加算(Ⅰ) (400単位)	注 栄養マネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。																																																																																																																																																																																							
		(二) 経口維持加算(Ⅱ) (100単位)																																																																																																																																																																																						
(9) 口腔衛生管理体制加算 (※1) (1月につき 30単位を加算)	注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合																																																																																																																																																																																							
(10) 口腔衛生管理加算 (※1) (1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合 口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。																																																																																																																																																																																							
(11) 療養加算 (1日につき 6単位を加算(1日3回を限度))																																																																																																																																																																																								
(12) 在宅復帰支援機能加算 (※1) (1日につき 10単位を加算)																																																																																																																																																																																								
(13) 特定診療費 (※1)																																																																																																																																																																																								
(14) 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)</td> <td rowspan="2">注</td> </tr> <tr> <td>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	注	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																																																																																																																																																																																				
(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)	注																																																																																																																																																																																							
		(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																																																																																																																																																																																						
(15) 認知症行動・心理症状報告対応加算 (入所後7日以内に1日につき200単位を加算)																																																																																																																																																																																								
(16) 留守支援加算 (※1) (1月につき 100単位を加算)																																																																																																																																																																																								
(17) サービス提供体制強化加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 16単位を加算)</td> <td rowspan="4">注</td> </tr> <tr> <td>(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 16単位を加算)	注	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																																																																																																																																																																																		
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 16単位を加算)	注																																																																																																																																																																																							
				(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)																																																																																																																																																																																				
				(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)																																																																																																																																																																																				
		(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)																																																																																																																																																																																						
(18) 介護職員処遇改善加算	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)</td> <td rowspan="5">注 所定単位数は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計</td> </tr> <tr> <td>(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)</td> </tr> <tr> <td>(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)</td> </tr> <tr> <td>(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)</td> </tr> <tr> <td>(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)</td> </tr> </table>	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)																																																																																																																																																																																	
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計																																																																																																																																																																																							
				(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/1000)																																																																																																																																																																																				
				(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/1000)																																																																																																																																																																																				
				(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)																																																																																																																																																																																				
		(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)																																																																																																																																																																																						

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規率に達しない場合には、(※1)を適用しない。





# 介護報酬の算定構造

## 介護予防サービス

：平成30年4月改定箇所

### I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
  - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
  - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
  - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
  - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

### II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 845単位)	×95/100	×70/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき +36単位) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき +24単位)					
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計						

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位	⇒	所定単位数	+	〇〇単位
-〇〇単位	⇒	所定単位数	-	〇〇単位
×〇〇/100	⇒	所定単位数	×	〇〇/100
+〇〇/100	⇒	所定単位数	+	所定単位数×〇〇/100



2 介護予防訪問看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (300単位)	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	複数名訪問加算(Ⅰ) 30分未満の場合 +254単位 30分以上の場合 +402単位	複数名訪問加算(Ⅱ) 30分未満の場合 +201単位 30分以上の場合 +317単位	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合 +300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100
	(2) 30分未満 (448単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (787単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,080単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (288単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (253単位)	×90/100				+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
	(2) 30分未満 (379単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (548単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (807単位)										

ハ 初回加算 (1月につき +300単位)
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +300単位)
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目  
 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 280単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
	介護老人保健施設の場合						
ロ 介護医療院の場合							

ハ 事業所評価加算 (1月につき 120単位も加算)
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +6単位)

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注		
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	特別地域介護予防居宅療養管理指導加算	中山間地域等に於ける小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (442単位)				
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費(Ⅱ) (在宅時医学協会管理料又は特定施設入居指導等次等協会管理料を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (294単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (284単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (280単位)				
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)	+15/100	+10/100	+5/100		
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)				(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (557単位)	注 特別な薬剤の投薬が行われている在宅の利用者又は居住者施設入居者等に対して、当該薬剤の使用に関する必要な薬学的管理指導を行った場合 +100単位
					(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (414単位)	
					(三) (一)及び(二)以外の場合 (378単位)	
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (507単位)				
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (371単位)				
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (344単位)				
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (537単位)	+15/100	+10/100	+5/100		
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (483単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (442単位)					
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (385単位)				注 歯看護師が行う場合 ×90/100	
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (325単位)					
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (295単位)					
ヘ 保健師、看護師が行う場合	(1) 同一建物居住者以外の利用者に対して行う場合 (402単位)	注 歯看護師が行う場合 ×90/100				
	(2) 同一建物居住者に対して行う場合(同一日の訪問) (362単位)					

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、がん末期の患者及び中心神経系疾患者については、週2回かつ月8回算定できる。  
 ※ ヘ(1)(2)については、平成30年4月1日から平成30年9月30日までの間、算定できるものとする。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
イ 介護予防通所 リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属 する月から 3月以内 (1月につき +900単位)	生活行為向上リ ハビリテーション の実施後にリハ ビリテーションを 継続した場合の 減算(※)	若年性認知症利 用者受入加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防通所リハ ビリテーションを行 う場合	
		要支援2 (1月につき 3,615単位)									-376単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)									-752単位
		要支援2 (1月につき 3,615単位)									-376単位
介護医療院の場合	要支援1 (1月につき 1,712単位)	-752単位									
	要支援2 (1月につき 3,615単位)	-376単位									
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)											
ハ 栄養改善加算 (1月につき 150単位を加算)											
ニ 栄養スクリーニング加算 (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
ホ 口腔機能向上加算 (1月につき 150単位を加算)											
ヘ 選択的サービス 複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施 加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)	×70/100	×70/100	+5/100	1月につき +330単位	利用開始日の属 する月から 3月以内 (1月につき +900単位)	生活行為向上リ ハビリテーション の実施後にリハ ビリテーションを 継続した場合の 減算(※)	若年性認知症利 用者受入加算	事業所と同一建 物に居住する者 又は同一建物か ら利用する者に 介護予防通所リハ ビリテーションを行 う場合	
		運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)									-376単位
		栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算)									
	(2) 選択的サービス複数実施 加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)									
ト 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)											
チ サービス提供体 制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)									
	(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	要支援1 (1月につき 48単位を加算) 要支援2 (1月につき 96単位を加算)									
	(3) サービス提供体制強化加算(II)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)									
リ 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×47/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定 した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×34/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×19/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)の80/100)										

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※「生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算」については、「生活行為向上リハビリテーション実施加算」と対をなす評価であるため、告示の順に表記。ただし、算定構造上では、「医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合」と「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」の間に注があるものとみなして単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分				注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
				出勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定員を超え る場合	介護・看護職 員の員数が基 準を満たない 場合 又は 場合	常勤のユニッ トリーダーをユ ニット毎に配 置していない等、 ユニットにお ける体制が未整備 な場合	共生型介護予 防短期入所生 活介護を行う場 合	生活相談員配 置等加算	生活情報向上 連携加算	機能訓練体 制加算	個別機能訓 練加算	認知症行動・ 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算	利用者に対 して送迎を行 う場合
イ 介護予防 短期入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (465 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (577 単位)												
	(2) 併設型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅰ) 〈従来型個室〉	要支援1 (437 単位)												
		(二) 併設型介護予防短期入所 生活介護費(Ⅱ) 〈多床室〉	要支援2 (543 単位)												
ロ ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費 (1日につき)	(1) 単独型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (849 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	指定短期入 所事業所が行 う場合 ×92/100	1日につき +13単位	1月につき +200単位 ※ただし、個 別機能訓練 加算を算定し ている場合 は、1月につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限 度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
		(二) 単独型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (660 単位)												
	(2) 併設型 ユニット型 介護予防短期 入所生活 介護費	(一) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅰ) 〈ユニット型個室〉	要支援1 (812 単位)												
		(二) 併設型ユニット型介護予防 短期入所生活介護費(Ⅱ) 〈ユニット型個室の多床室〉	要支援2 (636 単位)												
ハ 療養食加算 (1日につき 2単位を加算(1日に3回を限度))															
ニ 認知症専門ケア加算 (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ホ サービス提供体制強化 加算 (1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
ヘ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)				注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の 合計											

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目





ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<6:1> 介護<6:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 507 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 ( 637 単位)						
		b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<療養機能強化型A><従来型個室>	要支援1 ( 534 単位)						
			要支援2 ( 664 単位)						
		c.診療所介護予防短期入所療養介護費(iii)<療養機能強化型B><従来型個室>	要支援1 ( 525 単位)						
			要支援2 ( 655 単位)						
	d.診療所介護予防短期入所療養介護費(iv)<多床室>	要支援1 ( 564 単位)							
		要支援2 ( 715 単位)							
	e.診療所介護予防短期入所療養介護費(v)<療養機能強化型A><多床室>	要支援1 ( 596 単位)							
		要支援2 ( 747 単位)							
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II) 看護・介護<3:1>	a.診療所介護予防短期入所療養介護費(i)<従来型個室>	要支援1 ( 451 単位)							
		要支援2 ( 563 単位)							
	b.診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)<多床室>	要支援1 ( 514 単位)							
		要支援2 ( 649 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I)<ユニット型個室>	要支援1 ( 589 単位)	×97/100						
		要支援2 ( 742 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II)<療養機能強化型A><ユニット型個室>	要支援1 ( 616 単位)							
		要支援2 ( 769 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III)<療養機能強化型B><ユニット型個室>	要支援1 ( 607 単位)							
		要支援2 ( 760 単位)							
	(四) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(IV)<ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 589 単位)							
	要支援2 ( 742 単位)								
(五) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(V)<療養機能強化型A><ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 616 単位)								
	要支援2 ( 769 単位)								
(六) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(VI)<療養機能強化型B><ユニット型個室的多床室>	要支援1 ( 607 単位)								
	要支援2 ( 760 単位)								
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算									
(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)									
(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算									
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)									
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)									
(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)									
(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)									
(7) 介護職員処遇改善加算									
(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)			注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)									
(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)									
(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)									
(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)									

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(-) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 813 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 ( 974 単位)						
		看護<3:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 919 単位)					
			要支援2 ( 1,074 単位)						
	一般病院	(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 750 単位)					
			要支援2 ( 919 単位)						
		看護<4:1> 介護<4:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 808 単位)					
			要支援2 ( 998 単位)						
	一般病院	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 728 単位)					
			要支援2 ( 892 単位)						
		看護<4:1> 介護<5:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 786 単位)					
			要支援2 ( 971 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 716 単位)					
			要支援2 ( 876 単位)						
		看護<4:1> 介護<6:1>	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 773 単位)					
			要支援2 ( 955 単位)						
	一般病院	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 ( 656 単位)					
			要支援2 ( 817 単位)						
		経過措置型	b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 ( 763 単位)					
			要支援2 ( 918 単位)						
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 ( 564 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
	要支援2 ( 725 単位)								
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 ( 622 単位)								
	要支援2 ( 804 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(-) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 939 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
			要支援2 ( 1,095 単位)						
	b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 939 単位)							
		要支援2 ( 1,095 単位)							
一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 ( 832 単位)							
		要支援2 ( 1,024 単位)							
	b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 ( 832 単位)							
		要支援2 ( 1,024 単位)							
(4) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 18単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 12単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 6単位を加算)								
	(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)		注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計						
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目





8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		介護・介護職員 の員数が基準に 満たない場合	介護職員の員数 が基準を満たさ ない場合	身体拘束禁止等 実施加算	生活機能向上運 動加算	個別機能訓練 加算	若年性認知症入 居者受入加算	医療機関連携加 算	口腔衛生管理指 針加算	栄養スクリーニン グ加算	障害者等支援加 算	委託先である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが 行われる場合
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 ( 150 単位)	×70/100	×70/100	～15単位	1月につき +200単位 但し、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 100単位	1日につき +12単位	1日につき +100単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1日につき +10単位 (0日1回を 限度)		
	要支援2 ( 300 単位)			～31単位								
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)			×70/100									介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス 通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100 (介護予防通所介護等の選択的サービス(運動指 針向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可 能) 介護予防福祉用具費 介護予防の福祉用具費と同様 1日につき +20単位
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)				(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算				(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
ホ 介護職員 処遇改善 加算				(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×62/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		注 所定単位は、イからニまでより算定した単位数の合計						

※ 限度額 要支援1 5,003単位  
要支援2 10,479単位

9 介護予防福祉用具費

基本部分		注	注	注
		特別地域介護予防福祉用具費 加算	中山間地域等における小規模事業所 加算	中山間地域等に居住する者へのサービス 提供加算
介護予防福祉用具費 (※に指定介護予防福祉用具費と異し、 実用性を当該事業所の所在地に適 用される1単位の単価で算定した単 位数)	車いす	交通費に相当する額を事業所の所在 地に適用される1単位の単価で除して 得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費与費の 100/100を限度)	交通費に相当する額の2/3に相当す る額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費与費の2/3を 限度)	交通費に相当する額の1/3に相当する 額を事業所の所在地に適用される1 単位の単価で除して得た単位数を加算 (個々の用具ごとに費与費の1/3を 限度)
	車いす付用品			
	特殊寝台			
	特殊寝台付用品			
	床ずれ防止用具			
	体位変換器			
	手すり			
	スロープ			
	歩行器			
	歩行補助つえ			
認知症老人徘徊感知機器				
移動用リフト				
自動排泄処理装置				

：「特別地域介護予防福祉用具費加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度額管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付用品、特殊寝台、特殊寝台付用品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排泄処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)


## Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

### 介護予防支援費

基本部分
イ 介護予防支援費(1月につき) (430単位)
ロ 初回加算 (+300単位)
ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (+300単位)

# 介護報酬の算定構造

## 地域密着型サービス

:平成30年4月改定箇所

- I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
  - 2 夜間対応型訪問介護費
  - 2-2 地域密着型通所介護費
  - 3 認知症対応型通所介護費
  - 4 小規模多機能型居宅介護費
  - 5 認知症対応型共同生活介護費
  - 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
  - 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - 8 複合型サービス費
  
- II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造
  - 1 介護予防認知症対応型通所介護費
  - 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
  - 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	
			准看護師によりサービス提供が行われる場合	通所サービス利用時の調整 (1日につき)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1)訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 ( 5,666 単位)		-62単位	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -600単位 事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき -900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +315単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前に14日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位
		要介護2 ( 10,114 単位)		-111単位							
		要介護3 ( 16,793 単位)		-184単位							
		要介護4 ( 21,242 単位)		-233単位							
		要介護5 ( 25,690 単位)		-281単位							
	(2)訪問看護サービスを行う場合	要介護1 ( 8,267 単位)	×98/100	-91単位							
		要介護2 ( 12,915 単位)		-141単位							
		要介護3 ( 19,714 単位)		-216単位							
		要介護4 ( 24,302 単位)		-266単位							
		要介護5 ( 29,441 単位)		-322単位							
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 ( 5,666 単位)		-62単位								
	要介護2 ( 10,114 単位)		-111単位								
	要介護3 ( 16,793 単位)		-184単位								
	要介護4 ( 21,242 単位)		-233単位								
	要介護5 ( 25,690 単位)		-281単位								
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき +640単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき +500単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +350単位)										
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
チ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)				注 所定単位は、イからトまでにより算定した単位数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										

注：「事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合」、「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明  
 +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位  
 -〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位  
 ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100  
 +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

## 2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一建 物の利用者又は これ以外の同一 建物の利用者 20人以上に サービスを行う 場合
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,009単位)	1月につき 610単位	事業所と同一建物 の利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上 にサービスを行う 場合 ×90/100  事業所と同一建物 の利用者50人以 上にサービスを行 う場合 ×85/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 378単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 576単位)		
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 775単位)		
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,742単位)			
ハ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1回につき 18単位を加算)		
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1回につき 12単位を加算)		
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)イ (1月につき 126単位を加算)		
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)ロ (1月につき 84単位を加算)		
ニ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからハまでにより算定した単位数の 合計	
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)		
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)		
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)		
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目







4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合 又は	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 ( 10,320 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100
		要介護2 ( 15,167 単位)				
		要介護3 ( 22,062 単位)				
		要介護4 ( 24,350 単位)				
		要介護5 ( 26,849 単位)				
(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 ( 9,298 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	
	要介護2 ( 13,665 単位)					
	要介護3 ( 19,878 単位)					
	要介護4 ( 21,939 単位)					
	要介護5 ( 24,191 単位)					
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 ( 565 単位)					
	要介護2 ( 632 単位)					
	要介護3 ( 700 単位)					
	要介護4 ( 767 単位)					
	要介護5 ( 832 単位)					
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)				
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)				
	(2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 500単位を加算)				
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)				
ヘ 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 900単位を加算)				
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)				
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)				
コ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)				
ク 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)				
ケ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)				
ク 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)				
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)				
ル 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))				
ク サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1月につき 640単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1月につき 500単位を加算)				
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 350単位を加算)				
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)				
	(2) ロを算定している場合					
	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 21単位を加算)				
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 16単位を加算)				
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 12単位を加算)					
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)					
ク 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)				
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)				
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)				
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)				

注 所定単位は、イからクまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注				
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 759 単位)	×97/100	利用者の数が利用定員を超える場合	又は	介護従業者の員数が基準に満たない場合	身体拘束廃止未実施減算	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	
		要介護2 ( 795 単位)										1日につき +50単位
		要介護3 ( 818 単位)										
		要介護4 ( 835 単位)										
		要介護5 ( 852 単位)										
	要介護1 ( 747 単位)	1日につき +25単位										
	要介護2 ( 782 単位)											
	要介護3 ( 806 単位)											
	要介護4 ( 822 単位)											
	要介護5 ( 838 単位)											
ロ 短期利用認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ( 787 単位)	×70/100	×70/100	-76単位 -80単位 -82単位 -84単位 -85単位 -75単位 -78単位 -81単位 -82単位 -84単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位			
		要介護2 ( 823 単位)										
		要介護3 ( 847 単位)										
		要介護4 ( 863 単位)										
		要介護5 ( 880 単位)										
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ( 775 単位)								1日につき +25単位		
		要介護2 ( 811 単位)										
		要介護3 ( 835 単位)										
		要介護4 ( 851 単位)										
		要介護5 ( 867 単位)										
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定									
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算)											
	(2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算)											
	(3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)												
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 39単位を加算)											
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 49単位を加算)											
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 59単位を加算)											
ホ 退居時相談援助加算 (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))												
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ト 生活機能向上連携加算 (1月につき 200単位を加算)												
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)			注 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合									
リ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))												
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算)											
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算)											
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算)											
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000)											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計										

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分		注 看護・介護職員の 員数が基準に満た ない場合	注 身体拘束禁止未 実施減算	注 入居継続支援 加算	注 生活機能向上運 機加算	注 個別機能訓練 加算	注 夜間看護体制 加算	注 若年性認知症入 居者受入加算	注 医療機関連携 加算	注 口腔衛生管理体 制加算	注 栄養スクリーニ ング加算
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 ( 534 単位) 要介護2 ( 599 単位) 要介護3 ( 668 単位) 要介護4 ( 732 単位) 要介護5 ( 800 単位)	×70/100	-13単位 -60単位 -67単位 -73単位 -80単位	1日につき +36単位	1月につき +200単位 ※ただし、個別機 能訓練加算を算 定している場合 は、1月につき+ 170単位	1日につき +12単位	1日につき +10単位	1日につき +120単位	1月につき +80単位	1月につき +30単位	1回につき +5単位 (6月に1回を 限度)
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)※	要介護1 ( 534 単位) 要介護2 ( 599 単位) 要介護3 ( 668 単位) 要介護4 ( 732 単位) 要介護5 ( 800 単位)	×70/100					1日につき +10単位	1日につき +120単位			
ハ 退院・退所時連携加算(イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)											
ニ 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前4日以上30日以下 (1日につき 144単位を加算) (2) 死亡日以前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (3) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)										
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)										
ヘ サービス提供体制 強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 18単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 12単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 6単位を加算) (4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)										
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計								

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



8 複合型サービス費

基本部分			注		注	注	注	注	注		
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により頻回に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (12,341単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+5/100	-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (17,268単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (24,274単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (27,531単位)							-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (31,141単位)							-2,914単位	-2,914単位	-95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (11,119単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護2 (15,558単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護3 (21,871単位)							-925単位	-925単位	-30単位
		要介護4 (24,805単位)							-1,850単位	-1,850単位	-60単位
		要介護5 (28,058単位)							-2,914単位	-2,914単位	-95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (565単位)										
	要介護2 (632単位)										
	要介護3 (700単位)										
	要介護4 (767単位)										
	要介護5 (832単位)										

ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 認知症加算(I) (1月につき 800単位を加算)  
(2) 認知症加算(II) (1月につき 500単位を加算)

ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 800単位を加算)

ヘ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))

ト 退院時共同指導加算 (イを算定する場合のみ算定) (1回につき 600単位を加算)

チ 緊急時訪問看護加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 574単位を加算)

リ 特別管理加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 特別管理加算(I) (1月につき 500単位を加算)  
(2) 特別管理加算(II) (1月につき 250単位を加算)

ヌ ターミナルケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 2,000単位を加算)

注 死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

ル 看護体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 看護体制強化加算(I) (1月につき 3,000単位を加算)  
(2) 看護体制強化加算(II) (1月につき 2,500単位を加算)

レ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

ロ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 1,000単位を加算)

カ サービス提供体制強化加算 (1) イを算定している場合  
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1月につき 640単位を加算)  
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1月につき 500単位を加算)  
(三) サービス提供体制強化加算(II) (1月につき 350単位を加算)  
(四) サービス提供体制強化加算(III) (1月につき 350単位を加算)  
(2) ロを算定している場合  
(一) サービス提供体制強化加算(I)イ (1日につき 21単位を加算)  
(二) サービス提供体制強化加算(I)ロ (1日につき 16単位を加算)  
(三) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 12単位を加算)  
(四) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 12単位を加算)

コ 介護職員処遇改善加算 (1) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×102/1000)  
(2) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×74/1000)  
(3) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×41/1000)  
(4) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(3)×90/100)  
(5) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(3)×80/100)

注 所定単位は、イからカまでにより算定した単位数の合計

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「看護体制強化加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分	注		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	利用者の数に計 用定員を記入する 場合 又は	介護職員 の人数が基準に 満たない場合	2時間以上3時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護を行う場 合	3時間以上5時間 未満の介護予防 認知症対応型通 所介護の前後に 日常生活上の世 帯内介護を行う場 合	入浴介助を行っ た場合	1.5時間以上2.5 時間未満の加 算	個別機能訓練 加算	認知症認知症科 利用者受入加算	介護改善加算	介護改善加算	介護改善加算	介護改善加算	介護改善加算
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1)	(1) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1) (居宅型)	7時間以上 9時間未満	要支援1 ( 471 単位)	×83/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +55単位 (6割に引き下 げ)	1日につき +150単位	1日につき +54単位
		要支援2 ( 521 単位)											
		8時間以上 10時間未満	要支援1 ( 493 単位)										
		要支援2 ( 549 単位)											
		9時間以上 11時間未満	要支援1 ( 700 単位)										
		要支援2 ( 821 単位)											
		10時間以上 12時間未満	要支援1 ( 764 単位)										
		要支援2 ( 842 単位)											
		11時間以上 13時間未満	要支援1 ( 852 単位)										
		要支援2 ( 952 単位)											
		12時間以上 14時間未満	要支援1 ( 879 単位)										
		要支援2 ( 982 単位)											
	(2) 介護予防 認知症対応型 通所介護費(1) (居宅型)	7時間以上 9時間未満	要支援1 ( 425 単位)	×83/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +55単位 (6割に引き下 げ)	1日につき +150単位	1日につき +54単位
		要支援2 ( 472 単位)											
		8時間以上 10時間未満	要支援1 ( 445 単位)										
		要支援2 ( 494 単位)											
		9時間以上 11時間未満	要支援1 ( 661 単位)										
		要支援2 ( 737 単位)											
		10時間以上 12時間未満	要支援1 ( 679 単位)										
		要支援2 ( 756 単位)											
		11時間以上 13時間未満	要支援1 ( 766 単位)										
		要支援2 ( 855 単位)											
		12時間以上 14時間未満	要支援1 ( 791 単位)										
		要支援2 ( 882 単位)											
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(2)	(1) 3時間以上5時間未満	要支援1 ( 245 単位)	×83/100	×70/100	×70/100	1日につき +50単位	+27単位	1日につき +60単位	1日につき +150単位	1日につき +55単位 (6割に引き下 げ)	1日につき +150単位	1日につき +54単位	
		要支援2 ( 259 単位)											
	(2) 4時間以上6時間未満	要支援1 ( 257 単位)											
		要支援2 ( 271 単位)											
	(3) 5時間以上7時間未満	要支援1 ( 409 単位)											
		要支援2 ( 422 単位)											
	(4) 6時間以上8時間未満	要支援1 ( 420 単位)											
		要支援2 ( 443 単位)											
	(5) 7時間以上9時間未満	要支援1 ( 460 単位)											
		要支援2 ( 508 単位)											
	(6) 8時間以上10時間未満	要支援1 ( 469 単位)											
		要支援2 ( 524 単位)											
サービス提供体制強化加算(1)イ		(1) 1日につき、3単位を加算。											
サービス提供体制強化加算(1)ロ		(2) サービス提供体制強化加算(1)ロ											
サービス提供体制強化加算(1)ハ		(3) サービス提供体制強化加算(1)ハ											
サービス提供体制強化加算(1)ニ		(4) サービス提供体制強化加算(1)ニ											
サービス提供体制強化加算(1)ホ		(5) サービス提供体制強化加算(1)ホ											
介護職員処遇改善加算		注 定員単位数は、イからハまでにより算定した単位数の合計											
(1) 介護職員処遇改善加算(1)		(1) 1月につき、+所定単位数×104/1000											
(2) 介護職員処遇改善加算(2)		(2) 1月につき、+所定単位数×76/1000											
(3) 介護職員処遇改善加算(3)		(3) 1月につき、+所定単位数×42/1000											
(4) 介護職員処遇改善加算(4)		(4) 1月につき、+(3)の90/100											
(5) 介護職員処遇改善加算(5)		(5) 1月につき、+(3)の80/100											

：「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注
		登録者が登録定員を超える場合 又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 ( 3,403 単位) 要支援2 ( 6,877 単位)	×70/100	×70/100
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 ( 3,066 単位) 要支援2 ( 6,196 単位)		
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 ( 419 単位) 要支援2 ( 524 単位)		+5/100
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)		
ニ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)		
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)		
ヘ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)			
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)			
ト 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))		
チ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合			
	(ニ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1月につき 640単位を加算)			
	(ニ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1月につき 500単位を加算)			
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 350単位を加算)			
	(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)			
	(2) ロを算定している場合			
	(ニ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ (1日につき 21単位を加算)			
	(ニ) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ (1日につき 16単位を加算)			
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 12単位を加算)				
(四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)				
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×102/1000)	注 所定単位は、イからチまでにより算定した単位数の合計		
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×74/1000)			
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×41/1000)			
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)			
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)			

：「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」及び「介護職員処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注		注	注		注	注				
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数が利用定員を超える場合	介護従業者の員数が基準に満たない場合 又は	身体拘束禁止未実施減額	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算				
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 755 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -74単位	1日につき +50単位							
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 743 単位)						1日につき +25単位						
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 ( 783 単位)									1日につき +50単位		1日につき +200単位 (7日間を 限度)	1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 ( 771 単位)									1日につき +25単位			
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定											
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)											
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))											
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)												
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)												
ヘ 生活機能向上連携加算			(1月につき 200単位を加算)											
ト 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)											
チ 栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))											
リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ	(1日につき 18単位を加算)												
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)ロ	(1日につき 12単位を加算)												
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 6単位を加算)												
	(4) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)												
ヌ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×111/1000)	注 所定単位数は、イから)までにより算定した単位数の合計											
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×81/1000)												
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×45/1000)												
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)												
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)												

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。



(別紙1)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体制	等	割引				
				地域区分	1 1級地 4 6級地	2 2級地 3 3級地 4 4級地 5 5級地 6 6級地 7 7級地 8 8級地 9 その他						
11 訪問介護	各サービス共通			定期巡回・随時対応サービスに関する状況	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある			1 なし 2 あり				
				サービス提供責任者体制の減算	1 なし 2 あり							
				特定事業所加算	1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 5 加算Ⅳ							
				共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	1 なし 2 あり							
				共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	1 なし 2 あり							
				特別地域加算	1 なし 2 あり							
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当							
				中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当							
				介護職員処遇改善加算	1 なし 4 6加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ							
				12 訪問入浴介護				特別地域加算	1 なし 2 あり			1 なし 2 あり
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当											
中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当											
サービス提供体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ イ 2 加算Ⅱ ロ 加算Ⅲ ハ 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ											
介護職員処遇改善加算	1 なし 2 あり											
13 訪問看護	訪問看護ステーション 病院又は診療所 定期巡回・随時対応サービス連携							特別地域加算	1 なし 2 あり			
								中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当			
								中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当			
								緊急時訪問看護加算	1 なし 2 あり			
								特別管理体制	1 対応不可 2 対応可			
				ターミナルケア体制	1 なし 2 あり							
				看護体制強化加算	1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ							
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 イ及びロの場合 3 ハの場合							





21	短期入所生活介護	<p>1 単独型</p> <p>2 併設型・空床型</p> <p>3 単独型ユニット型</p> <p>4 併設型・空床型ユニット型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>共生型サービスの提供 (短期入所事業所)</p> <p>生活相談員配置等加算</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>機能訓練指導体制</p> <p>個別機能訓練体制</p> <p>看護体制加算Ⅰ又はⅢ</p> <p>看護体制加算Ⅱ又はⅣ</p> <p>医療連携強化加算</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>介護ロボットの導入</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算(単独型、併設型)</p> <p>サービス提供体制強化加算(空床型)</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅱ 3 加算Ⅳ</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	<p>1 なし 2 あり</p>
----	----------	-----------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

	<p>1 介護老人保健施設 (I)</p> <p>2 ユニット型介護老人保健施設 (I)</p>	<p>1 基本型 2 在宅強化型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>認知症ケア加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p><b>在宅復帰、在宅療養支援機能加算</b></p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p><b>認知症専門ケア加算</b></p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p><b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b></p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p><b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b></p> <p>1 なし 5 加算 I 1 2 加算 I 口 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p>	
<p>22 短期入所療養介護</p>	<p>5 介護老人保健施設 (II)</p> <p>6 ユニット型介護老人保健施設 (II)</p> <p>7 介護老人保健施設 (III)</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設 (III)</p>		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症ケア加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>特別療養費加算項目</p> <p><b>療養体制維持特別加算 I</b></p> <p><b>療養体制維持特別加算 II</b></p> <p>療養食加算</p> <p><b>認知症専門ケア加算</b></p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 重症皮膚清瘻管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p><b>1 なし 2 あり</b></p> <p><b>1 なし 2 あり</b></p> <p>1 なし 2 あり</p> <p><b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b></p> <p>1 なし 5 加算 I 1 2 加算 I 口 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p>	

22 短期入所療養介護	9 介護老人保健施設 (IV) A ユニット型介護老人保健施設 (IV)	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 認知症ケア加算 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
-------------	-----------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	<p>1 病院療養型</p>	<p>I型(療養機能強化型以外) I型(療養機能強化型A) I型(療養機能強化型B) II型(療養機能強化型以外) II型(療養機能強化型) III型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 <b>認知症専門ケア加算</b> 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり <b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b> 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>23 短期入所療養介護</p>	<p>6 ユニット型病院療養型</p>	<p>療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 <b>認知症専門ケア加算</b> 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり <b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b> 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>

23	短期入所療養介護	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養倉加算 <b>認知症専門ケア加算</b> 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準 2 医療法施行規則第49条適用</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p><b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b></p> <p>1 重症皮膚病管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
----	----------	-------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------



	2 診療所型	<p>I型(療養機能強化型以外) I型(療養機能強化型A) I型(療養機能強化型B) II型</p>	<p>設備基準 食室の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	
23 短期入所療養介護	7 ユニット型診療所型	<p>療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p>	<p>設備基準 食室の有無 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	
	3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型	<p>I型 II型 III型 IV型 V型</p>	<p>職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 送迎体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	

		<p>1 I型介護医療院</p> <p>I型 (I) I型 (II) I型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準 (廊下)</p> <p>療養環境基準 (療養室)</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I I 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
2A 短期入所療養介護		<p>2 II型介護医療院</p> <p>II型 (I) II型 (II) II型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準 (廊下)</p> <p>療養環境基準 (療養室)</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症患者療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I I 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

		<p>3 特別介護医療院</p> <p>1 I型</p> <p>2 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症疾患療養体制加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
<p>2A 短期入所療養介護</p>	<p>4 ユニット型 I型介護医療院</p> <p>1 I型 (I)</p> <p>2 I型 (II)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症疾患療養体制加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>		

2A	短期入所療養介護		<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症疾患療養体制加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 重症皮膚清浄管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算ⅠⅠ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	
		<p>1 I型 2 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症疾患療養体制加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算ⅠⅠ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	
6	ユニット型特別介護医療院		<p>1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算ⅠⅠ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>		

33	特定施設入居者生活介護	<p>有料老人ホーム (介護専用型)</p> <p>軽費老人ホーム (介護専用型)</p> <p>有料老人ホーム (介護専用型)</p> <p>有料老人ホーム (混合型)</p> <p>軽費老人ホーム (混合型)</p> <p>養護老人ホーム (混合型)</p>	<p>1 一般型</p> <p>2 外部サービス 利用型</p>	<p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>入居継続支援加算</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>個別機能訓練体制</p> <p>夜間看護体制</p> <p>若年性認知症入居者受入加算</p> <p>看取り介護加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	1 なし 2 あり
27	特定施設入居者生活介護 (短期利用型)	<p>1 有料老人ホーム (介護専用型)</p> <p>2 軽費老人ホーム (介護専用型)</p> <p>5 有料老人ホーム (混合型)</p> <p>6 軽費老人ホーム (混合型)</p>		<p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>夜間看護体制</p> <p>若年性認知症入居者受入加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	1 なし 2 あり
17	福祉用具貸与			<p>特別地域加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)</p>	<p>1 なし 2 あり</p> <p>1 非該当 2 該当</p> <p>1 非該当 2 該当</p>	
43	居宅介護支援			<p>特別地域加算</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (地域に関する状況)</p> <p>中山間地域等における小規模事業所加算 (規模に関する状況)</p> <p>特定事業所真中減算</p> <p>特定事業所加算</p> <p>特定事業所加算Ⅳ</p> <p>ターミナルケアマネジメント加算</p>	<p>1 なし 2 あり</p> <p>1 非該当 2 該当</p> <p>1 非該当 2 該当</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p>	

51 介護福祉施設サービス	<p>1 介護福祉施設</p> <p>2 経過的小規模介護福祉施設</p> <p>3 ユニット型介護福祉施設</p> <p>4 ユニット型経過の小規模介護福祉施設</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>日常生活継続支援加算</p> <p>看護体制加算Ⅰ</p> <p>看護体制加算Ⅱ</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>介護ロボットの導入</p> <p>準ユニットケア体制</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>個別機能訓練体制</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>常勤専従医師配置</p> <p>精神科医師定期的療養指導</p> <p>障害者生活支援体制</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>配置医師緊急時対応加算</p> <p>看取り介護体制</p> <p>在宅・入所相互利用体制</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>療養マネジメント加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	1 基準型 6 減算型	<p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 3 加算Ⅲ 4 加算Ⅳ</p>	1 なし 2 あり
---------------	---------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------



	<p>5 介護保健施設 (II)</p> <p>6 ユニット型介護保健施設 (II)</p> <p>7 介護保健施設 (III)</p> <p>8 ユニット型介護保健施設 (III)</p>		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>認知症ケア加算</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>ターミナルケア体制</p> <p>特別療養費加算項目</p> <p><b>療養体制維持特別加算 I</b></p> <p><b>療養体制維持特別加算 II</b></p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p><b>1 なし 2 あり</b></p> <p><b>1 なし 2 あり</b></p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法</p> <p>4 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p>
52 介護保健施設サービス	<p>9 介護保健施設 (IV)</p> <p>A ユニット型介護保健施設 (IV)</p>		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>認知症ケア加算</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>ターミナルケア体制</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 介護支援専門員 8 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p><b>1 なし 2 あり</b></p> <p><b>1 なし 2 あり</b></p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 リハビリテーション指導管理 2 言語聴覚療法 3 精神科作業療法</p> <p>4 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p>



	<p>1 病院療養型</p>	<p>I型(療養機能強化型以外) I型(療養機能強化型A) I型(療養機能強化型B) II型(療養機能強化型以外) II型(療養機能強化型) III型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 <b>入院患者に関する基準</b> 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 5 加算型 IV 6 減算型 7 加算型 III 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 <b>1 基準型 2 減算型</b> 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>53 介護療養施設サービス</p>	<p>6 ユニット型病院療養型</p>	<p>療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 <b>入院患者に関する基準</b> ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 5 加算型 IV 6 減算型 7 加算型 III 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 <b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 I-O 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>

53	介護療養施設サービス	A 病院経過型 C ユニット型病院経過型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 入院患者に関する基準 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 7 加算型Ⅲ 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 介護支援専門員 <b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	
----	------------	-------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

	2 診療所型	<p>I型(療養機能強化型以外) I型(療養機能強化型A) I型(療養機能強化型B) II型</p>	<p><b>入院患者に関する基準</b> 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p><b>1 基準型 2 減算型</b> 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 1 3 加算 II 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
53 介護療養施設サービス	7 ユニット型診療所型	<p>療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p>	<p><b>入院患者に関する基準</b> ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 設備基準 若年性認知症患者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p><b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 1 3 加算 II 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
3 認知症患者型 8 ユニット型認知症患者型 B 認知症経過型		<p>I型 II型 III型 IV型 V型</p>	<p>職員の欠員による減算の状況 <b>入院患者に関する基準</b> ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 栄養マネジメント体制 療養食加算 リハビリテーション提供体制 認知症短期集中リハビリテーション加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p><b>1 基準型 2 減算型</b> 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 精神科作業療法 2 その他 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>

		<p>1 I型介護医療院</p> <p>I型 (I) I型 (II) I型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準 (廊下)</p> <p>療養環境基準 (療養室)</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症疾患療養体制加算</p> <p>移行定着支援加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
<p>55 介護医療院サービス</p>		<p>2 II型介護医療院</p> <p>II型 (I) II型 (II) II型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>療養環境基準 (廊下)</p> <p>療養環境基準 (療養室)</p> <p>若年性認知症入所者受入加算</p> <p>栄養マネジメント体制</p> <p>療養食加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>重度認知症疾患療養体制加算</p> <p>移行定着支援加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介護支援専門員</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

55 介護医療院サービス	3 特別介護医療院	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症入所者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介 護支援専門員 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ
4 ユニット型Ⅰ型介護医療院		1 I型（Ⅰ） 2 I型（Ⅱ）	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症入所者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 移行定着支援加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介 護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法Ⅰ 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ

55	介護医療院サービス	<p>5 ユニット型Ⅱ型介護医療院</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症入所者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 移行定着支援加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介 護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	
56	<p>6 ユニット型特別介護医療院</p>	<p>1 I型 2 II型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 療養環境基準（廊下） 療養環境基準（療養室） 若年性認知症入所者受入加算 栄養マネジメント体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 重度認知症患者療養体制加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型Ⅰ 3 加算型Ⅱ 7 加算型Ⅲ 5 加算型Ⅳ 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 6 介 護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その	他	該	当	す	る	体	制	等
各サービス共通				地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地	3 5級地			
11	訪問介護 1 身体介護 2 生活援助 3 通院等乗降介助			定期巡回・随時対応サービスに関する状況 サービス提供責任者体制の減算 共生型サービス（居宅介護事業所）の提供 共生型サービス（重度訪問介護事業所）の提供 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 定期巡回の指定を受けていない 2 定期巡回の指定を受けている 3 定期巡回の整備計画がある 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当							
13	訪問看護 1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所 3 定期巡回・随時対応型サービス連携			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当							
14	訪問リハビリテーション 1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） 短期集中リハビリテーション実施加算 リハビリテーションマネジメント加算 社会参加支援加算	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり							

		職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可
		時間延長サービス体制	
		共生型サービスの提供 (生活介護事業所)	1 なし 2 あり
		共生型サービスの提供 (自立訓練事業所)	1 なし 2 あり
		共生型サービスの提供 (居重発達支援事業所)	1 なし 2 あり
		共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所)	1 なし 2 あり
		生活相談員配置等加算	1 なし 2 あり
		入浴介助体制	1 なし 2 あり
		中重度ケア体制加算	1 なし 2 あり
		生活機能向上連携加算	1 なし 2 あり
		個別機能訓練体制Ⅰ	1 なし 2 あり
		個別機能訓練体制Ⅱ	1 なし 2 あり
		ADL維持等加算〔申出〕の有無	1 なし 2 あり
		ADL維持等加算	1 なし 2 あり
		認知症加算	1 なし 2 あり
		若年性認知症利用者受入加算	1 なし 2 あり
		栄養改善体制	1 なし 2 あり
		口腔機能向上体制	1 なし 2 あり
15	通所介護		
	4 通常規模型事業所 6 大規模型事業所 (Ⅰ) 7 大規模型事業所 (Ⅱ)		

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当する	体	制	等	割引
62	介護予防訪問入浴介護			地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	3 5級地	1 なし 2 あり
				特別地域加算 中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況） 中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況） サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 1 非該当 1 非該当 1 なし 4 なし 加算V	2 該当 2 該当 2 加算Iイ 5 加算II 2 加算III 3 加算IV			
63	介護予防訪問看護	1 訪問看護ステーション 2 病院又は診療所		特別地域加算	1 なし 2 あり				1 なし 2 あり
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当				
				中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当				
				緊急時介護予防訪問看護加算	1 なし 2 あり				
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可				
				看護体制強化加算	1 なし 2 あり				
				サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり				

64	介護予防訪問リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況） リハビリテーションマネジメント加算 事業所評価加算〔申出〕の有無 事業所評価加算 サービス提供体制強化加算	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり	
34	介護予防居宅療養管理指導			特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） 中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 なし 2 あり 1 非該当 2 該当 1 非該当 2 該当	
66	介護予防通所リハビリテーション	1 病院又は診療所 2 介護老人保健施設 3 介護医療院		職員の欠員による減算の状況 リハビリテーションマネジメント加算 生活行為向上リハビリテーション実施加算 若年性認知症利用者受入加算 運動器機能向上体制 栄養改善体制 口腔機能向上体制 選択的サービス複数実施加算 事業所評価加算〔申出〕の有無 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	

		<p>24 介護予防短期入所生活介護</p> <p>1 単独型 2 併設型・空床型 3 単独型ユニット型 4 併設型・空床型ユニット型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 共生型サービスの提供 (短期入所事業所) 生活相談員配置等加算 生活機能向上連携加算 機能訓練指導体制 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算(単独型、併設型) サービス提供体制強化加算(空床型) 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	<p>1 なし 2 あり</p>
<p>25 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>1 介護老人保健施設(Ⅰ) 2 ユニット型介護老人保健施設(Ⅰ)</p>	<p>1 基本型 2 在宅強化型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 夜勤職員配置加算 若年性認知症利用者受入加算 在宅復帰・在宅療養支援機能加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士 6 作業療法士 7 言語聴覚士 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	<p>1 なし 2 あり</p>

25	介護予防短期入所療養介護	<p>5 介護老人保健施設 (II)</p> <p>6 ユニット型介護老人保健施設 (II)</p> <p>7 介護老人保健施設 (III)</p> <p>8 ユニット型介護老人保健施設 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>特別療養費加算項目</p> <p>療養体制維持特別加算Ⅰ</p> <p>療養体制維持特別加算Ⅱ</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>リハビリ-シヨク提供体制</p> <p>サービスマ提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 重症皮膚清浄管理指導 2 薬剤管理指導</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	
26	介護老人保健施設 (IV)	<p>9 介護老人保健施設 (IV)</p> <p>A ユニット型介護老人保健施設 (IV)</p>	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>夜勤職員配置加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービスマ提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 5 理学療法士</p> <p>6 作業療法士 7 言語聴覚士</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 言語聴覚療法 2 精神科作業療法 3 その他</p> <p>1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	

26	介護予防短期入所療養介護	1 病院療養型	2 I型(療養機能強化型以外) 5 I型(療養機能強化型A) 6 I型(療養機能強化型B) 3 II型(療養機能強化型以外) 7 II型(療養機能強化型) 4 III型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 <b>認知症専門ケア加算</b> 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり <b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b> 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V
----	--------------	---------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>療養機能強化型以外 療養機能強化型A 療養機能強化型B</p> <p>6 コミュニット型病院療養型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 <b>認知症専門ケア加算</b> 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり <b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b> 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>26 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>A 病院経過型 C コミュニット型病院経過型</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 療養環境基準 医師の配置基準 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 <b>認知症専門ケア加算</b> 特定診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 基準型 2 減算型 1 基準 2 医療法施行規則第49条適用 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり <b>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</b> 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

	26 介護予防短期入所療養介護	<p>2 診療所型</p>	<p>1 型 (療養機能強化型以外)  1 型 (療養機能強化型A)  1 型 (療養機能強化型B)  2 型</p>	<p>設備基準  <b>食堂の有無</b>  若年性認知症利用者受入加算  送迎体制  療養食加算  <b>認知症専門ケア加算</b>  特定診療費項目  リハビリテーション提供体制  サービス提供体制強化加算  介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 減算型  <b>1 基準型 2 減算型</b>  1 なし 2 あり  1 対応不可 2 対応可  1 なし 2 あり  <b>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</b>  1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導  3 集団コミュニケーション療法  2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法  5 精神科作業療法 6 その他  1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ  1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ  4 加算Ⅴ</p>
	7 ユニット型診療所型	<p>1 療養機能強化型以外  2 療養機能強化型A  3 療養機能強化型B</p>	<p>ユニットケア体制  設備基準  <b>食堂の有無</b>  若年性認知症利用者受入加算  送迎体制  療養食加算  <b>認知症専門ケア加算</b>  特定診療費項目  リハビリテーション提供体制  サービス提供体制強化加算  介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 対応不可 2 対応可  1 基準型 2 減算型  <b>1 基準型 2 減算型</b>  1 なし 2 あり  1 対応不可 2 対応可  1 なし 2 あり  <b>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</b>  1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導  3 集団コミュニケーション療法  2 理学療法 1 3 作業療法 4 言語聴覚療法  5 精神科作業療法 6 その他  1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ  1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ  4 加算Ⅴ</p>	
	3 認知症疾患型 8 ユニット型認知症疾患型 B 認知症経過型	<p>5 Ⅰ型  6 Ⅱ型  7 Ⅲ型  8 Ⅳ型  9 Ⅴ型</p>	<p>職員の欠員による減算の状況  ユニットケア体制  送迎体制  療養食加算  リハビリテーション提供体制  サービス提供体制強化加算  介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 医師 3 看護職員 4 介護職員  1 対応不可 2 対応可  1 対応不可 2 対応可  1 なし 2 あり  1 精神科作業療法 2 その他  1 なし 5 加算Ⅰイ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ  1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ  4 加算Ⅴ</p>	

<p>2B 介護予防短期入所療養介護</p>	<p>1 I型介護医療院</p>	<p>I型 (I) I型 (II) I型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 (廊下) 療養環境基準 (療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>
<p>2 II型介護医療院</p>	<p>II型 (I) II型 (II) II型 (III)</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 療養環境基準 (廊下) 療養環境基準 (療養室) 若年性認知症利用者受入加算 送迎体制 療養食加算 認知症専門ケア加算 特別診療費項目 リハビリテーション提供体制 サービスマ提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型 1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員 1 基準型 2 減算型 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法 2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他 1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	



	3 特別介護医療院	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
2B 介護予防短期入所療養介護	4 ユニット型 I 型介護医療院	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリテーション提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症皮膚潰瘍管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I イ 2 加算 I ロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

			<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>特別診療費項目</p> <p>リハビリ-ジョン提供体制</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症反瀉腸管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
2B 介護予防短期入所療養介護	5 ユニット型 II 型介護医療院		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 重症反瀉腸管理指導 2 薬剤管理指導 3 集団コミュニケーション療法</p> <p>2 理学療法 I 3 作業療法 4 言語聴覚療法 5 精神科作業療法 6 その他</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	
	6 ユニット型特別介護医療院	1 I 型 2 II 型	<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>ユニットケア体制</p> <p>療養環境基準（廊下）</p> <p>療養環境基準（療養室）</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>送迎体制</p> <p>療養食加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 2 加算型 I 3 加算型 II 7 加算型 III 5 加算型 IV 6 減算型</p> <p>1 なし 2 医師 3 薬剤師 4 看護職員 5 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 基準型 2 減算型</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V</p>	

35	介護予防特定施設入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム</li> <li>2 経費老人ホーム</li> <li>3 養護老人ホーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 一般型</li> <li>2 外部サービス 又利用型</li> </ul>	職員の欠員による減算の状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 なし</li> <li>2 看護職員 3 介護職員</li> </ul>	1 なし 2 あり
67		介護予防福祉用具貸与		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別地域加算</li> <li>中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）</li> <li>中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 なし 2 あり</li> <li>1 非該当 2 該当</li> <li>1 非該当 2 該当</li> </ul>	



介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その他の	該当す	る	体	制	等	割引	
各サービス共通				地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
76	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1 一体型 2 連携型		特別地域加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	1 非該当 2 該当						
77	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型		中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	1 非該当 2 該当						
				緊急時訪問看護加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				特別管理体制	1 対応不可 2 対応可						
				ターミナルケア体制	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				総合マネジメント体制強化加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				サービス提供体制強化加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				介護職員処遇改善加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				24時間通報対応加算	1 対応不可 2 対応可						
				サービス提供体制強化加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	
				介護職員処遇改善加算	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	7 3級地 5 その他	2 4級地 3 5級地		1 なし 2 あり	



73	小規模多機能型居宅介護	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 看護職員配置加算 看取り連携体制加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	1 なし 2 あり
68	小規模多機能型居宅介護 (短期利用型)	1 小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	1 なし 2 あり
32	認知症対応型共同生活介護	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 身体拘束廃止取組の有無 夜間支援体制加算 若年性認知症利用者受入加算 利用者の入院期間中の体制 看取り介護加算 医療連携体制 認知症専門ケア加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 介護従業者 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	1 なし 2 あり
38	認知症対応型共同生活介護 (短期利用型)	1 I型 2 II型	夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 夜間支援体制加算 若年性認知症利用者受入加算 医療連携体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 基準型 6 減算型 1 なし 2 介護従業者 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算 I 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III 1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV 4 加算 V	1 なし 2 あり

36	地域密着型特定施設 入居者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム</li> <li>2 軽費老人ホーム</li> <li>3 養護老人ホーム</li> <li>5 サテライト型有料老人ホーム</li> <li>6 サテライト型軽費老人ホーム</li> <li>7 サテライト型養護老人ホーム</li> </ul>	<p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>入居継続支援加算</p> <p>生活機能向上連携加算</p> <p>個別機能訓練体制</p> <p>夜間看護体制</p> <p>若年性認知症入居者受入加算</p> <p>看取り介護加算</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 なし</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	1 なし 2 あり
28	地域密着型特定施設 入居者生活介護 (短期利用型)	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 有料老人ホーム</li> <li>2 軽費老人ホーム</li> <li>5 サテライト型有料老人ホーム</li> <li>6 サテライト型軽費老人ホーム</li> </ul>	<p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>夜間看護体制</p> <p>若年性認知症入居者受入加算</p> <p>サービス提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 なし 2 看護職員 3 介護職員</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算Ⅰイ 3 加算Ⅰロ 4 加算Ⅱ 5 加算Ⅲ</p> <p>1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ</p> <p>4 加算Ⅴ</p>	1 なし 2 あり



54	<p>地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護</p>	<p>1 地域密着型介護老人福祉施設 2 サテライト型地域密着型介護老人福祉施設 3 コミュニティ型地域密着型介護老人福祉施設 4 サテライト型コミュニティ型地域密着型 介護老人福祉施設</p>	<p>1 経過的 施設以外 2 経過的 施設</p>	<p>夜間勤務条件基準 職員の欠員による減算の状況 ユニットケア体制 身体拘束廃止取組の有無 日常生活継続支援加算 看護体制加算Ⅰ 看護体制加算Ⅱ 夜勤職員配置加算 介護ロボットの導入 準ユニットケア体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症入所者受入加算 常勤専従医師配置 精神科医師定期的療養指導 障害者生活支援体制 栄養マネジメント体制 療養食加算 配置医師緊急時対応加算 看取り介護体制 在宅・入所相互利用体制 小規模拠点集合体制 認知症専門ケア加算 褥瘡マネジメント加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型 1 なし 2 看護職員 3 介護職員 4 介護支援専門員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ・加算Ⅱ 3 加算Ⅲ・加算Ⅳ 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 加算Ⅰ 3 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ</p>	<p>1 なし 2 あり</p>
----	---------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------

77	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
79	複合型サービス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 4 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 サービス提供体制強化加算 介護職員処遇改善加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 5 加算Ⅰ-Ⅰ 2 加算Ⅰロ 3 加算Ⅱ 4 加算Ⅲ 1 なし 6 加算Ⅰ 5 加算Ⅱ 2 加算Ⅲ 3 加算Ⅳ 4 加算Ⅴ	1 なし 2 あり

37	介護予防認知症対応型 共同生活介護	1 I型 2 II型		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>身体拘束廃止取組の有無</p> <p>夜間支援体制加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>利用者の入院期間中の体制</p> <p>認知症専門ケア加算</p> <p>サービスマ提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 介護従業者</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 対応不可 2 対応可</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p>	1 なし 2 あり
39	介護予防認知症対応型 共同生活介護（短期利用 型）	1 I型 2 II型		<p>夜間勤務条件基準</p> <p>職員の欠員による減算の状況</p> <p>夜間支援体制加算</p> <p>若年性認知症利用者受入加算</p> <p>サービスマ提供体制強化加算</p> <p>介護職員処遇改善加算</p>	<p>1 基準型 6 減算型</p> <p>1 なし 2 介護従業者</p> <p>1 なし 2 加算 I 3 加算 II</p> <p>1 なし 2 あり</p> <p>1 なし 5 加算 I-I 2 加算 Iロ 3 加算 II 4 加算 III</p> <p>1 なし 6 加算 I 5 加算 II 2 加算 III 3 加算 IV</p> <p>4 加算 V</p>	1 なし 2 あり

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

提供サービス		施設等の区分	人員配置区分	その	他の	該当	する	体制	等
各サービス共通				地域区分	1 1級地 4 6級地	6 2級地 9 7級地	2 3級地 5 その他	3 4級地 5 5級地	
76	定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	1 一体型 2 連携型		特別地域加算	1 なし	2 あり			
				中山間地域等における小規模事業 所加算（地域に関する状況）	1 非該当	2 該当			
71	夜間対応型訪問介護	1 I型 2 II型		中山間地域等における小規模事業 所加算（規模に関する状況）	1 非該当	2 該当			
				緊急時訪問看護加算	1 なし	2 あり			
				特別管理体制	1 対応不可	2 対応可			
				ターミナルケア体制	1 なし	2 あり			
				総合マネジメント体制強化加算	1 なし	2 あり			
				24時間通報対応加算	1 対応不可	2 対応可			

事業所番号



77	複合型サービ ス (看護小規模多機能型 居宅介護)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 訪問看護体制減算 サテライト体制 若年性認知症利用者受入加算 緊急時訪問看護加算 特別管理体制 ターミナルケア体制 看護体制強化加算 訪問体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				1 なし 2 あり 1 基準型 2 減算型 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 3 加算Ⅰ 2 加算Ⅱ 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
79	複合型サービ ス (看護小規模多機能型 居宅介護・短期利用型)	1 看護小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型看護小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員
				1 なし 2 看護職員 3 介護職員
74	介護予防認知症対応型 通所介護	1 単独型 2 併設型 3 共用型	職員の欠員による減算の状況 時間延長サービス体制 入浴介助体制 生活機能向上連携加算 個別機能訓練体制 若年性認知症利用者受入加算 栄養改善体制 口腔機能向上体制	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 対応不可 2 対応可 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
				1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
75	介護予防小規模多機能型 居宅介護	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 若年性認知症利用者受入加算 総合マネジメント体制強化加算	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり
				1 なし 2 あり 1 なし 2 あり
69	介護予防小規模多機能型 居宅介護 (短期利用型)	1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 2 サテライト型介護予防小規模多機能型 居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	1 なし 2 看護職員 3 介護職員 1 なし 2 あり
				1 なし 2 看護職員 3 介護職員

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。